資料1

事前の事業間調整の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課

平成29年10月

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

事前の事業間調整の手続きについて

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

首都圏、中部圏及び近畿圏の対象地域における大深度地下の公共的使用（道路事業、鉄道事業等の公共公益事業）については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。（法第25条等）

○大深度地下の定義（法第2条）

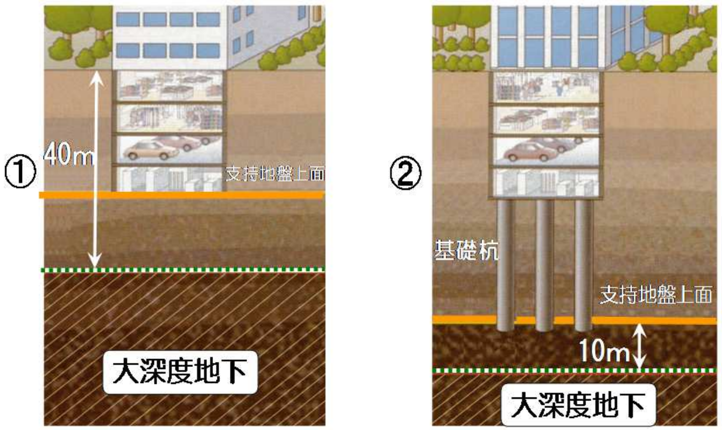

① 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）

② 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

○大深度地下の使用認可の手続き（大規模な事業）

《今回》

1. 事前の事業間調整
2. 事業所管大臣への使用の認可の申請
3. 事業所管大臣から国土交通大臣への意見送付
4. 審査
   - 公聴会の開催 等
   - 学識経験者の意見聴取
   - 関係行政機関の意見聴取
   - 申請書の公告・縦覧
5. 国土交通大臣による使用の認可

○首都圏の対象地域（法第3条）

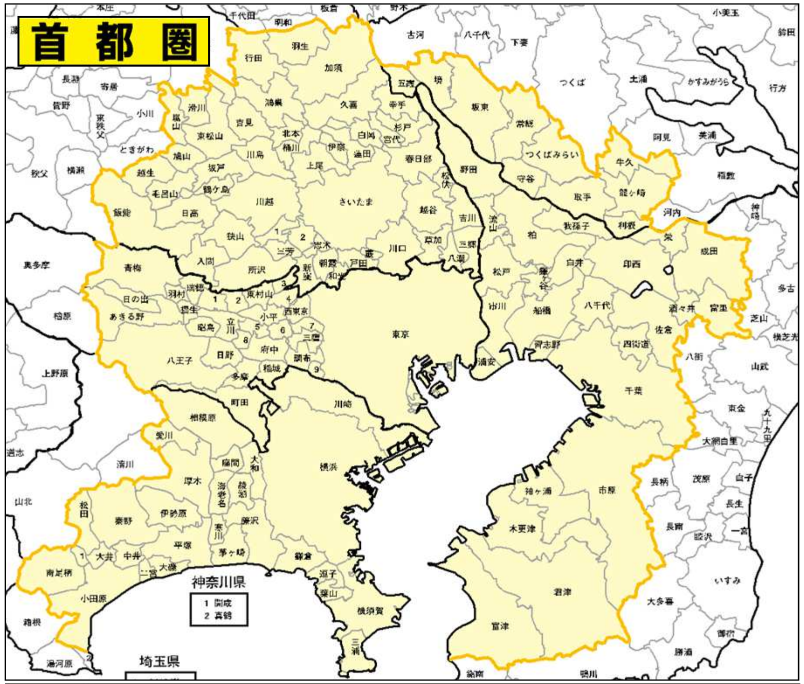

茨城県	龍ヶ崎市 常総市の一部(旧水海道市) 取手市 坂東市 牛久市 守谷市 つくばみらい市 五霞町 境町 利根町
埼玉県	さいたま市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市の一部(旧飯能市) 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 ふじみ野市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 川島町 吉見町 鳩山町 熊谷市の一部(旧大里町) 宮代町 白岡町 杉戸町 松伏町
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 野田市 成田市の一部(旧成田市) 佐倉市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 印西市 白井市 富里市 酒々井町 栄町
東京都	特別区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 相模原市の一部(旧相模原市・城山町) 三浦市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 開成町 愛川町

※大深度地下使用法制定時における、首都圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域の区域内にある市町村の区域

事前の事業間調整の手続きについて

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

首都圏、中部圏及び近畿圏の対象地域における大深度地下の公共的使用（道路事業、鉄道事業等の公共公益事業）については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。（法第25条等）

○大深度地下の定義（法第2条）

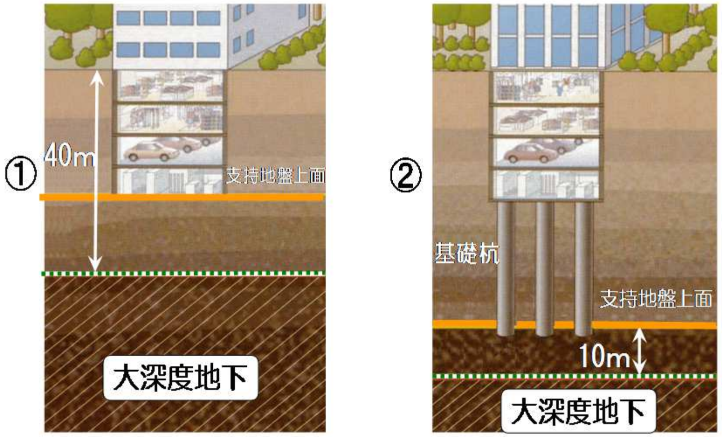

地下室の建設のための利用が通常行われない深さ
（地下40m以深）

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ
（支持地盤上面から10m以深）

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

○中部圏の対象地域（法第3条）

愛知県	名古屋市 岡崎市の一部（旧岡崎市） 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 津島市 碧南市 刈谷市 豊田市の一部（旧豊田市） 安城市 西尾市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 東郷町 長久手町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 あま市 幸田町 みよし町
三重県	四日市市 桑名市 いなべ市の一部（旧員弁町） 木曽岬町 東員町 朝日町 川越町

※大深度地下使用法制定時における、中部圏開発整備法に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域

○大深度地下の使用認可の手続き（大規模な事業）

《今回》

事前の事業間調整 → 事業所管大臣への使用の認可の申請 → 事業所管大臣から国土交通大臣への意見送付 → 審査（公聴会の開催 等／学識経験者の意見聴取／関係行政機関の意見聴取／申請書の公告・縦覧） → 国土交通大臣による使用の認可

事前の事業間調整の手続きの流れ

事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業概要書を作成、事業所管大臣に送付しなければならない。
（法第12条等）

※ 当該事業については、平成26年3月に、事業概要書の送付等の手続きが行われているが、今般、春日井市内における事業区域の変更（資料2参照）が生じたため、再度実施されるものです。

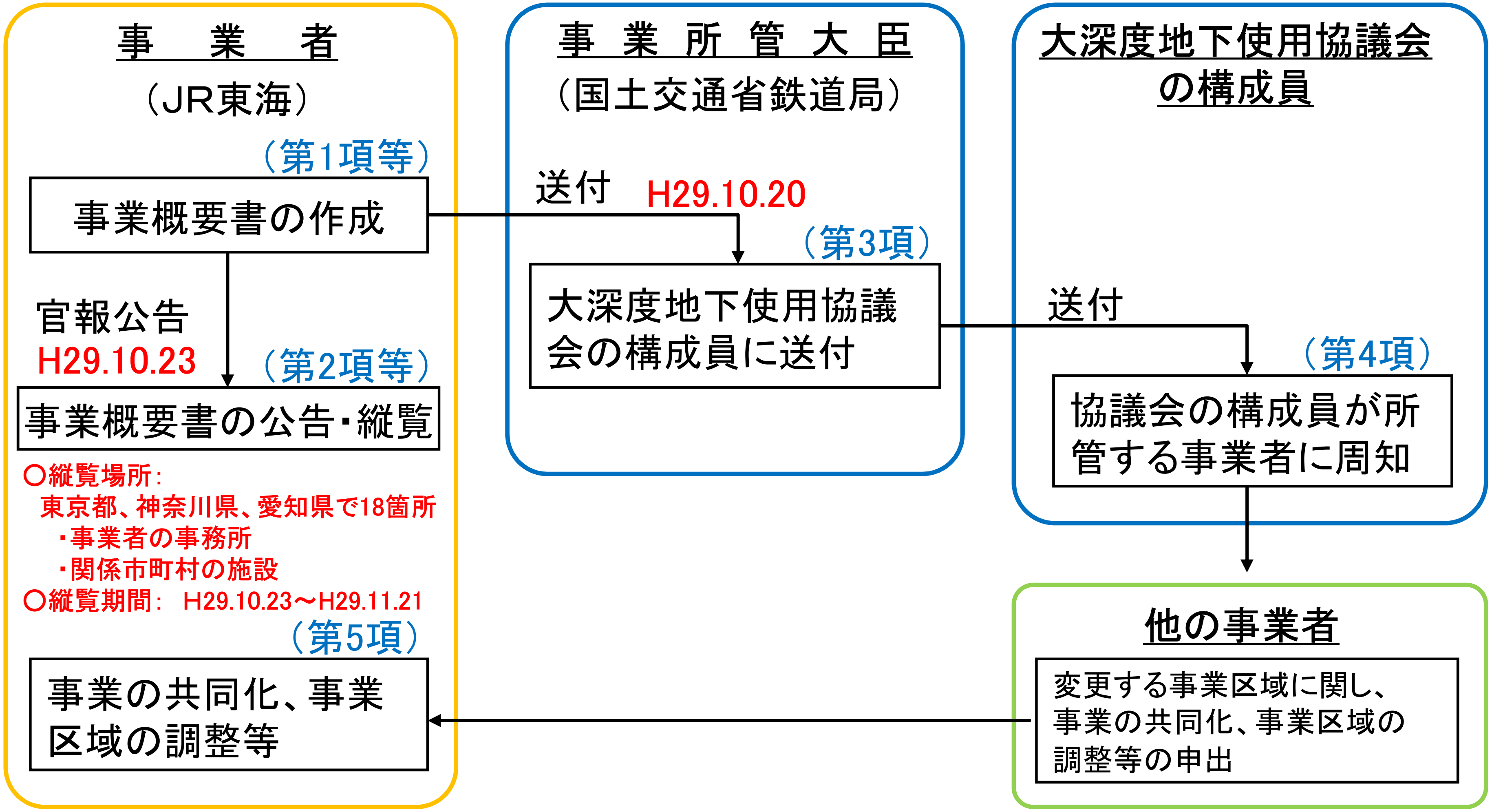

事前の事業間調整の手続きについて

所管する事業者への周知

前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員（第4条各号掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項においては同じ。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（法第12条第4項）

周知方法

協議会構成員

↓

・周知文書の送付
・説明会の開催
など

↓

法4条事業者

周知文書例

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成29年　〇月　〇日

独立行政法人　〇〇機構
〇〇社長　様

国土交通省〇〇地方整備局長

大深度地下の公共使用に関する特別措置法第12条第4項の規定に基づく
事業概要書の送付について

標記について、平成29年10月20日付け〇〇〇〇第〇〇号にて国土交通大臣より大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第3項の規定により、事業概要書の写しが送付されましたので、同法第12条第4項の規定に基づく、当該事業概要書の内容の周知のため、下記関係書類を送付します。

記

1　事業概要書（写し）

2　官報告示（写し）

問い合わせ先
国土交通省　〇〇地方整備局
建政部　計画管理課
担当　〇〇
〇〇市〇〇区〇〇
合同庁舎第〇号館
TEL　〇〇
FAX　〇〇

法第12条第4項に基づき協議会構成員が周知を行う事業

	号	申請に係る事業	対象事業
4条	①	道路	・道路法による道路に関する事業
	②	河川	・河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業
	③	農業用道路等	・国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業
	④・⑤	鉄道	・鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業 ・軌道法による軌道の用に供する施設に関する事業
	⑤・⑥	軌道	
	⑦	電気通信施設	・電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下単に「認定電気通信事業者」という。）が同項に規定する認定電気通信事業（以下単に「認定電気通信事業」という。）の用に供する施設に関する事業
	⑧	電気工作物	・電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業
	⑨	ガス工作物	・ガス事業法によるガス工作物に関する事業
	⑩	水道事業	・水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業
		水道用水供給事業	
		工業用水道事業	
		公共下水道	
		流域下水道	
		都市下水路	
	⑪	水資源機構施設	・独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業